

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第22号 令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第2 議案第23号 令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第3 議案第24号 令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第4 議案第25号 令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第5 議案第26号 令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第6 議案第27号 令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第6、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件については、議員全員による予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告を省略し質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告を省略し質疑は終了することと決定いたしました。

これより、予算6件について順次討論、採決を行います。

なお、採決は電子採決システムにより行います。

日程第1、議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第26号令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 発議案第 1号 大槌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定
について

○議長（小松則明君） 日程第7、発議案第1号大槌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。阿部義正君、御登壇願います。

○12番（阿部義正君） 発議案第1号大槌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由及び内容について説明いたします。

提案理由は、大槌町議会議員が、町議会の会議等を、疾病等の理由により、長期にわたり欠席した場合及び刑事事件等の被疑者または被告人として、法律上の身体を拘束する処分を受けた場合において、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、大槌町議会議員の議員報酬等に関する条例の特例を定めようとするものです。

次に、条例の概要について説明いたします。

第1条では、条例制定の趣旨について、第2条では、長期欠席により、減額の対象となる町議会の会議等及び長期欠席の定義を規定しております。

第3条では、議員が町議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の減額につ

いて規定しております。

第4条では、期末手当の支給に係る基準日の6か月以内の期間において、長期欠席により、議員報酬が減額された月がある場合の、期末手当の減額について規定しております。

第5条では、適用除外について、第6条では、議員が刑事事件の被疑者または被告人として、法律上の身体を拘束される処分を受けた場合の議員報酬の停止について、第7条では、期末手当支給に係る基準日において、第6条の規定による、議員報酬の停止が継続している場合等の期末手当の停止について規定しております。

第8条では、当該停止に係る刑事事件について、不起訴または無罪判決が確定した場合の停止されていた議員報酬及び期末手当の支給について規定しております。

第9条では、第6条の規定により、議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪が確定した場合の議員報酬の不支給について、第10条では、期末手当の支給に係る基準日の6か月以内の期間において、第9条の規定により、議員報酬を支給しないこととされた月がある場合の期末手当の不支給について規定しております。

第11条では、この条例の規定により、議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合の、前任期中における、議員報酬等の減額、停止、不支給の効力について規定しております。

第12条では、第3条第1項に規定する欠席中の議員が、再び議員の資格を得た場合の、前任期中における欠席期間について規定しております。

第13条では、疑義の決定について、第14条では、委任について、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定めることを規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。法案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号大槌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 発議案第2号 大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、発議案第2号大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。阿部義正君、御登壇願います。

○12番（阿部義正君） 発議案第2号大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容について説明いたします。

提案理由は、大槌町議会議員の議員定数が12名に改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容について説明いたします。今回の改正は、常任委員会の委員定数について改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。

改正前、第2条第1項、総務教民常任委員会7人とあるのを、改正後6人と改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町議会委員会条例の適用は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する旨を定めるものでございます。

以上御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号大槌町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 日程第9、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

○

日程第10 閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君） 日程第10、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してありました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時18分

○

再 開

午前10時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま報告1件、議案1件が追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

追加日程第2 議案第28号 令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 追加日程第1、報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから、追加日程第2、議案第28号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年3月大槌町議会定例会における追加議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。

報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌町吉里吉里海岸海水浴場関連施設建設工事の変更契約に関し、専決処分をしたことから、報告するものであります。

議案第28号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、大槌町文化交流センターの直接管理に係る費用について追加補正をするものであり、既定の歳入歳出予算に4,812万3,000円を追加し、歳入歳出総額を107億2,412万3,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 追加日程第1、報告第6号工事請負契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長 農業委員会事務局長併任（岡本克美君） 報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について御説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、大槌町吉里吉里海岸海水浴場関連施設建設工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町小槌26-148-13、株式会社上野工務店、代表取締役上野正治です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5,646万3,000円に341万円増額し、5,987万3,000円に変更するものでございます。

次ページ資料をお開きください。

専決処分年月日は、令和5年3月9日です。

変更理由は、各工種の実績に基づく精査に伴う事業費の増でございます。主な変更箇所については、①建築工事では、両開き扉への変更等、②機械設備工事では、施設位置の調整による給排水管の延長、外構工事では、外構フェンスの新設等、④敷地の用地測量の箇所増によるものでございます。また、位置図等を添付してございます。

以上御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第6号を終わります。

追加日程第2、議案第28号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第28号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、13款使用料及び手数料1項使用料、補正額179万円の増は、大槌町文化交流センター使用料であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額4,632万3,000円の増は、今回の補正財源とする財政調整基金繰入金及びふるさとづくり基金繰入金であります。

20款諸収入4項雑入、補正額1万円の増は、図書館文献複写サービス料であります。

2ページをお願いいたします。

歳出、2款総務費1項総務管理費、補正額3,003万6,000円の増は、大槌町文化交流センターの維持管理運営費であります。

10款教育費5項社会教育費、補正額1,808万7,000円の増は、大槌町立図書館の維持管理運営費であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,812万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ107億2,412万3,000円とするものであります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。（「進行」の声あり）進行いたします。

6ページ、歳出、2款総務費1項総務管理費、7ページ上段まで。進行いたします。

10款教育費5項社会教育費、8ページ上段まで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第28号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年3月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時29分

上記令和5年3月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副議長

議 員